

資料 4

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と 水域 PEC との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 3-1～3-5 参照。）

水域基準値案と水域 PEC の関係

（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>	<i>Tier3</i>	<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>
スピロピジョン	56	対象外			0.015	

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>	<i>Tier3</i>	<i>Tier1</i>	<i>Tier2</i>
キノクラミン(ACN)	6.3 (同上)	54 (同上)	0.55 (0.51)		0.039 (0.040)	
チアジニル	160 (同上)	27 (同上)	0.29※ (2.3※)			
プレチラクロール	2.8 (2.9)	9.0 (同上)	0.72 (1.1)			
プロパモカルブ塩酸塩	10,000 (同上)	対象外			0.066 (0.32)	

網掛け：水域基準値案の 10 分の 1 以上の PEC

※ 事務局計算

注：括弧内は前回審議での値

2. 今後の対応

（1）基準値設定剤について

スピロピジオンについては、水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

（2）再評価対象剤

キノクラミン（ACN）※、チアジニル及びプロパモカルブ塩酸塩については、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

プレチラクロールについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できないため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。

※キノクラミン（ACN）については水質汚濁に係る農薬登録基準の観点から、農薬残留対策総合調査における水質モニタリング調査の対象農薬としている。

【参考：モニタリングの状況】

【キノクラミン（ACN）】

キノクラミン（ACN）については、以下のとおりのモニタリングデータが確認された。

平成 17 年度～令和 6 年度に実施された農薬残留対策総合調査等によれば、検出された最高濃度は $0.21 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $6.3 \mu\text{g/L}$ ）を上回った事例は確認できなかった。

平成 27 年度～令和 4 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 23,748 地点中、88 地点で検出された。検出された最高濃度は $0.63 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $6.3 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。

これまでに実施された化学物質環境実態調査や水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。

【チアジニル】

チアジニルについては、平成 27 年度～令和 4 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 23,748 地点中、3 地点で検出されたが、検出された最高濃度は $1 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $160 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。

これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や化学物質環境実態調査、水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定におけるデータは確認できなかった。

【プレチラクロール】

プレチラクロールについては、平成 23 年 10 月の農薬小委員会（第 27 回）において、水産基準値（現行の水域基準値に該当）について審議した際に、基準値案を超過する水質モニタリングデータが散見されたことから、以下のリスク管理措置を実施している。なお、平成 29 年度以降、超過事例は認められていない。

- 環境省は、平成 23 年 10 月に、都道府県に対し、リスク管理措置の実施等に係る水・大気環境局長通知を発出。
- 環境省は、農林水産省と連携し、農薬メーカーや関係団体を通じ、水管理に係る普及啓発を実施。
- 農林水産省は、適正な水管理の徹底等、生産者への指導について、平成 23 年 10 月に、消費・安全局農産安全管理課長通知を発出したほか、登録上の使用時期を田植え 7 日前までに変更するよう農薬メーカーに指導。平成 24 年 8 月に変更登録。
- 環境省は、平成 28 年 3 月に、平成 27 年度農薬残留対策総合調査において、水産基準値超過が認められた自治体に対し、対策等を求める通知を発出。

確認されたプレチラクロールのモニタリングデータは以下のとおり。

平成 17 年度～令和 6 年度に実施された農薬残留対策総合調査等によれば、水域基準値（ $2.8 \mu\text{g/L}$ ）を上回った事例は 6 件（すべて平成 27 年度以前の事例）であり、検出された最高濃度は $7.8 \mu\text{g/L}$ であった。

平成 27 年度～令和 4 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 23,748 地点中、99 地点で検出された。検出された最高濃度は $2.5 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $2.8 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。

平成 18 年度に報告された化学物質環境実態調査（暴露量調査・水質）によれば、調査が行われた 36 地点中、29 地点で検出されたが、検出された最高濃度は $1.7 \mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（ $2.8 \mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。

令和 4 年度に報告された水環境中の要調査項目等存在状況調査によれば、調査が行われた 20 地点中、検出された地点はなかった（全て検出下限値（ $0.04 \mu\text{g/L}$ ）未満）。

これまでに実施された公共用水域水質測定におけるデータは確認できなかった。

【プロパモカルブ塩酸塩】

プロパモカルブ塩酸塩については、これまでに実施された農薬残留対策総合調査や水道統計、化学物質環境実態調査、水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。